

公立大学法人大分県立看護科学大学の組織に関する規程

平成18年4月1日
規程第 3 号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 事務局（第2条・第3条）
- 第3章 看護学部（第4条）
- 第4章 研究科（第5条）
- 第5章 附属図書館（第6条）
- 第6章 看護研究交流センター（第7条）
- 第7章 委員会等（第8条）
- 第8章 事務職員（第9条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する大分県立看護科学大学（以下「大学」という。）の組織に関し必要な事項を定める。

第2章 事務局

（事務局）

第2条 法人及び大学の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、総務グループ、財務グループ、教務学生グループ及び図書館管理グループを置く。
- 3 グループに、グループ長又はグループリーダーを置くことができる。
- 4 グループリーダーは、上司の命を受け、所掌するグループの事務を統括する。
- 5 各グループの分掌事務については、別に定める。

（事務局長等）

第3条 事務局に、局長及び管理監を置く。

- 2 事務局長は、理事長を補佐し、法人及び大学の事務を掌理するとともに、事務局各グループの事務を統括する。
- 3 管理監は、教務学生グループの事務を掌理する。

第3章 看護学部

（看護学部）

第4条 看護学部に学部長を置く。

- 2 学部長は、学長を補佐し、看護学部の事務を統括する。
- 3 学部長は、教授の中から理事長が任命する。

第4章 研究科

(研究科長)

第5条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、学長を補佐し、研究科の事務を統括する。
- 3 研究科長は、教授の中から理事長が任命する。

第5章 附属図書館

(館長)

第6条 附属図書館に、館長を置く。

- 2 館長は、図書館の事務を統括する。
- 3 館長は、理事の中から、理事長が任命する。

第6章 看護研究交流センター

(看護研究交流センター)

第7条 看護研究交流センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、看護研究交流センターの事務を統括する。
- 3 センター長は、理事の中から、理事長が任命する。

第7章 専門委員会等

(専門委員会)

第8条 教育研究審議会に、委員会を置く。

- 2 教育研究審議会に、特定の事項について専門的に審議するため、専門委員会を置くことができる。
- 2 前項の専門委員会に関する事項は、別に定める。

第8章 事務職員

(事務職員)

第9条 総務グループ、教務学生グループ及び図書館管理グループに、主幹、副主幹、主査、主任又は主事の職に任ずる事務職員を置く。

- 2 前項の事務職員は、上司の命を受け、グループの事務を処理する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。